

菊陽町台湾旅行支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の台湾への旅行を促進することにより、多文化共生の推進を図るため、台湾に旅行する者に対し、予算の範囲内において菊陽町台湾旅行支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 個人又は同一世帯の構成員代表で申請する者をいう。
- (2) 同行者 同一世帯の複数人で申請する場合における申請者以外の者をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者に町税の滞納がないこと。
 - (2) 菊陽町暴力団排除条例（平成23年菊陽町条例第16号）第2条第2号の規定に該当しない者であること。
 - (3) 申請者及び同行者が菊陽町に住民登録があること。
 - (4) 同一年度内に、菊陽町台湾旅行支援事業補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 菊陽町台湾旅行支援事業の対象となる旅行期間中に、台湾への渡航に係る町の他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 補助金の対象となる旅行の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 補助金の対象となる旅行の目的は、観光及びレクリエーションとする。
 - 4 補助金の対象となる航空便は、阿蘇くまもと空港発着便とする。ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合は、この限りではない。
 - 5 補助金の申請を同一世帯の複数人で行う場合、申請者及び同行者は同一の航空便を利用するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人につき1万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、旅行の最終日から起算して30日以内に、菊陽町台湾旅行支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）及び関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(補助の決定及び額の確定)

第6条 町長は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う調査により審査を行い、補助の対象として適当と認めたときは、速やかに交付の決定

及び確定をするものとする。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかに菊陽町台湾旅行支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助金の請求は、第5条に定める申請をもって行ったものとする。

- 2 補助金は第5条に定める菊陽町台湾旅行支援事業補助金交付申請書兼請求書に記載された振込口座に振り込むものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 町長は、申請者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又は町長の指示若しくは命令に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。
- 3 町長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 補助金の対象となる旅行の期間は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年度に限り、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。

附 則（令和6年8月1日告示第68号）

この要綱は、告示の日から施行する。